

「放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会」
開催要綱

1 背景・目的

本委員会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下に設置し、検討会の取りまとめ案を検討することを目的とする。

2 名称

本委員会は「放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会」と称する。

3 検討事項

これまでの検討会における議論を踏まえ、検討会の取りまとめ案について検討を行う。

4 構成及び運営

- (1) 本委員会の構成員は、検討会座長が指名する。検討会座長は、必要に応じ、本委員会の会議に出席することができる。
- (2) 本委員会に、検討会座長があらかじめ指名する主査を置く。
- (3) 主査は、本委員会を招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本委員会の運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

5 その他

本委員会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が行うものとする。

委員会の公開について

1 会議について

- (1) 本委員会の会議は、放送事業者の経営に関わる情報を取扱うこと、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあること等の理由から、原則として非公開での開催とする。ただし、主査は、取り扱う議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者の傍聴を認めることができる。
- (2) 本委員会で使用した資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある等の理由により非公開とすることが必要と主査が認める場合を除き、公開する。

2 議事要旨について

本委員会の終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。